

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年1月10日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくどうかお願いいたします。

それでは、ことしの第1回目の総会でございます。本日の議案は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画などの審議が主なものとなります。きょうの総会の審議がスムーズに進行できますように、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局 それでは、総会に入ります前に、議案の修正がございますので、よろしくをお願いいたします。

事務局 すみません。議案の修正をお願いいたします。

議案書別冊の14ページ、農地法第5条申請の28番になります。

14ページ、28番、こちら備考欄に「継続審議」という記載をすべ

きところが漏れておりましたので、備考欄の空欄に「継続審議」と記載をお願いいたします。28番の備考欄ですね、「継続審議」、よろしくをお願いいたします。

以上です。

事務局

それでは、総会を始めさせていただきます。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者、書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には、22番の木村憲正委員と23番の梅田義弘委員を、書記に事務局の村上浩徳主査を指名します。よろしくお願い致します。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせになっております8件でございます。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、21件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会の協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番と2番につきましては、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲や露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

2番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲や露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議長

ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございました

が、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、経営拡張による使用権貸借権を設定の申請です。譲受人は
水稻や露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地に露地野菜を作
付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2
項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議
結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件
については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたし
ます。

4番と5番は関連で、経営拡張のための賃借権設定及び所有権移転
の申請です。譲受人は、許可後は水稻を作付される計画です。

6番と7番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請
です。6番の譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請
地には水稻を作付される計画です。

7番の譲受人は水稻、麦、露地野菜を栽培されている農地所有適格
法人で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

8番から9番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻及び露地野菜を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、8番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

10番、11番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

10番は、営農型太陽光発電設備の設置更新に伴う区分賃借権設定

の申請です。これは太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから3条許可が必要とされるためです。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は花きを作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、10番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

12番は、母へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、12番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

19番 緒方一臣委員

19番委員の緒方です。

13番から18番について、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

13番は、独立就農のための賃貸借権を設定される申請です。許可後は水稲、スイカ、ナスをつくられる計画です。地区委員において営農計画等の聞き取りの結果、何ら問題ないことを確認いたしました。

14番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は水稲、キュウリをつくられる専業農家で、許可後は水稲、キュウリをつくられる計画です。

15番は、後継者へ経営移譲のため使用権賃貸借権を設定される申請です。譲受人は水稲、キュウリをつくられる兼業農家で、許可後は水稲、キュウリをつくられる計画です。

16番から18番は関連です。経営拡張のため使用貸借権を設定される申請です。譲受人は大豆をつくられる専業農家で、許可後は大豆をつくられる計画です。

以上6件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、13番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

19番から21番についての説明をいたしたいと思います。

19番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請であります。譲受人は水稲、松、ツバキ、ブルーベリー等の庭木を生産する専業農家で、許可後は庭木を生産する予定であります。

20番は、経営拡張のための賃貸借権設定の申請であります。譲受人は水稲、スイカ、ナスを生産する農地所有適格法人で、許可後はスイカを作付する予定であります。

21番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は、造園業を営む傍ら庭木と苗木を生産する兼業農家で、許可後は庭木と苗木を植えつけ、育成する予定であります。

以上3件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、19番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、申請人が貸し家へ転用するための申請です。申請地は、後の第3号議案、5条申請5番の建売住宅への転用と同じ事業計画区域にあります。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。本申請にかかわる土地利用計画は貸し家7棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年12月31までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、5条申請8番と関連で、申請者は造園業を営んでおられ、事業のための倉庫及び資材置き場への転用申請です。農地区分は中山間地の広がりがない小集団の農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、造園に用いる資材及び重機を格納する倉庫2棟の建設と資材、植木の仮植え場への転用で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に転用されており、深く反省している旨の始末書が提出されています。

以上1件、先日の地区委員会での現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、同時5条申請9番及び10番と関連で、のり面への転用許可申請です。農地区分は市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道2管が通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、同時5条許可申請の建売住宅建設に伴い、のり面を整備される計画で、妥当な面積と判断さ

れます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前協議の申請中とのこと。工事計画は、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます……4番がいつちゃった。すみません。続きまして、4番でございます。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、貸し駐車場及び貸し資材置き場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外基準に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、賃借予定の建築業を営む法人が申請地付近にて請負事業が増加しており、利便性を図るために申請地を大型ダンプ、山砂、砂利、U字溝などの貸し資材置き場として使用したいとの要望に応じ選定したもので、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は以前より資材置き場として使用しており、無断で使用していたことに対し深く反省している旨の始末書の提出がっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、30件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきましては、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の転用者は、個人で賃借権を設定し個人住宅へ転用するための申請です。農地区分は、農地の広がり10ha以上の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断しました。代替地についても検討されています。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、分家住宅の建設で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の転用者は、個人で賃借権を設定し個人住宅へ転用するための申請です。農地区分は、上下水道の2管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に小中学校の2施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

3番は、建売住宅の販売を行う法人が所有権を移転して建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含めた総事業面積1,943㎡に建売住宅7棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上の支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和3年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発指導課と協議中であることを確認しております。

4番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権を移転して、建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、建売住宅4棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発指導課と協議中であることを確認しております。

5番は、不動産の売買を行う法人が所有権を移転して建売住宅へ転用するための申請です。申請地は、前の第2号議案、4条申請1番の貸し家7棟への転用と同じ事業計画区域にあり、農地区分は10ha

未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。本申請にかかわる土地利用計画は、建売住宅1棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発指導課と協議中であることを確認しております。

6番は、一般貨物自動車運送事業を営む法人が所有権を移転して倉庫へ転用するための申請です。農地区分は、農地の広がりのある10ha以上の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、隣接する既存施設2万9,941㎡の拡張であり、転用面積が既存施設面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当するものと判断しました。土地利用計画は、特別積み合わせ貨物運送事業の倉庫2棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年7月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、6番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　続きまして、7番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,570.50㎡、転用面積1,530㎡に建売住宅5棟の建設計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和2年12月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、7番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、4条申請2番と関連で、譲受人は造園業を営んでおられ、事業のための資材置き場への転用申請です。農地区分は中山間地の広がりのない小集団の農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、造園に用いる庭石等の資材置き場としての転用で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に転用されており、深く反省している旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会での現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

9番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番と10番は関連で、建築工事業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。4条許可申請3番と同時申請です。農地区分は市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道2管の通った沿道の区域で500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,539.36㎡に建売住宅6棟及び敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和2年3月1日から令和2年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、不動産業を営む法人が所有権移転による資材置き場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地を建築用資材置き場として利用するもので、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで農地として利用していなかったことに対し、始末書の提出がっております。

12番は、建築工事業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の

低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,081.38㎡に建売住宅3棟及び敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和2年3月1日から令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

13番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番は、賃借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。期間は許可日から3年間となっています。農地区分は農振農用区域内の農地で、原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、事業面積613.78㎡に太陽光パネル204枚、パネルの高さ2.3から3.1m、遮光率81%、出力49.5kwで、支柱等の転用面積としましては、支柱102本にフェンスの支柱30本とメーター支柱で0.21㎡です。太陽光発電設備の下部面積は405.05㎡となりますが、太陽光パネル下部においては、サカキを栽培されております。営農計画書と営農への影響、見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な単収等の数値、九州電力との工事負担金請求書、また知見を有する者としてJA熊本市営農部より意見書も添付されております。雨水は自然浸透させ、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはな

いものと思われます。事業計画や営農型太陽光廃止時の解体撤去の確約書等もそろっております。また、農用区域内における農地の一時転用に対する意見について、農業政策課に聴取しております。

これまでの営農状況は、許可の翌年、平成28年3月には定植を行い、根を傷めないよう定植2年目の29年3月より施肥を開始しています。その間にもたびたび下草刈りやEM活性液、あるいは病害虫防除の散布にも努めています。また、当初の植栽に加え、29年には夏至の南中日影部分に補植されたところです。今回の更新申請に当たって、肥培管理にはこれまでしっかり努力を払っておられ、平成30年12月から令和元年11月末までに4.475kgの収穫、出荷ができております。これは平均単収の108%となっております。

本地区委員会においても、作物の生育状況を定期的に現地調査で確認してきており、さらに今後、経過観察が必要と思われるので、今後も作物の生育状況の現地調査、指導を定期的に行っていく必要があると確認しました。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、13番については、営農型太陽光発電設備への転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、14番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、不動産の売買などを営む法人が農地を所有権移転し、資材置き場へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、ブロック、木材、軽量鉄骨など

の資材置き場を整備される計画で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和2年3月1日から令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

15番から19番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

15番は、不動産の売買を営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,764.68㎡に木造2階建て住宅5棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前審査済みとのこと。工事計画は、令和2年1月20日から令和2年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、不動産の売買などを営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,373.30㎡に木造2階建て9棟を整備される計画で、妥当な面積と思

われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前協議の申請中とのこと。工事期間は、令和2年3月10日から令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、個人が所有権移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広りのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て1棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前協議の申請中とのこと。工事期間は、令和2年2月10日から令和2年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番と19番は関連で、認定こども園などを営む社会福祉法人が所有権移転し、駐車場及び保育園の園庭へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広りのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,093.14㎡に職員及び保護者用53台分の駐車場と第2園庭を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和2年2月1日から令和2年2月29日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議の結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、15番から19番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

20番から27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル299枚、発電量89.7kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和2年2月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル337枚、発電量101.1kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和2年2月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

しかしながら、20番、21番については、地役権の協議について、調整が行われていることを示すものが確認できなかったため、継続審議が妥当であるとの協議結果に至りました。

22番は、賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル299枚、発電量89.7kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和2年2月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番から26番は関連です。太陽エネルギー発電事業等を営む法人が所有権移転を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル1,540枚、発電量508.2kwで、配置

図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番は、認定地縁団体が所有権移転により、神社及び公民館利用者の駐車場として転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は駐車場30台分で、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、排水同意等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和2年5月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

さきの地区委員会で現地確認を行い、20番と21番については、継続審議が妥当であるとの協議結果であり、ほかの6件については、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、20番から27番について地元委員より報告がございましたが、20番と21番は継続審議とのことでございます。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、20番と21番は継続審議として、22番から27番については申請どおり許可することに決定いたします。

　　なお、23番から26番の関連案件については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、28番。

20番 内田政憲委員

　　20番、内田です。

　　28番から30番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　28番は、建売住宅建設のためによる所有権移転の転用申請です。

12月3日の地区委員会において、隣接農地への影響についてさらに調査検討の必要があるとの理由により、継続審議となったものです。

農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものについては不許可の例外に該当します。土地利用計画は、総事業面積3,696.25㎡で、うち2,491㎡の農地転用で、木造2階建て建築面積39.74㎡の建売住宅14区画と開発道路及び公園用地などで、転用面積は適当と思われます。土砂の流出、被害防除などの心配もなく、隣接農地への影響も少ないと思われます。開発許可が必要で申請中です。集落内開発制度指定区域内です。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。工事は、令和2年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

なお、再度、配置図の変更、1年間の投影図面等の提出を求め、地区委員会で検討を行った結果、隣接農地への影響など軽微であることを確認しました。

29番は、個人住宅建設のための贈与による所有権移転による転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。申請人は会社員で、両親と兄弟3人と同居していますが手狭になり、結婚を機に独立するものです。土地利用計画は、事業の総面積472.59㎡のうち農地転用面積は219㎡で、木造2階建て建築面積72.87㎡1棟と庭などで、配置図から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。開発許可が必要で申請中です。集落内開発制度指定区域内です。代替地の検討もなされており、事業計画、融資証明などもそろっております。工事は、許可後、速やかに着手し令和2年9月30日までの予定です。

30番は、太陽光発電設備と駐車場建設のための売り買いによる所有権移転による転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル72枚、発電能力17.4kwと駐車場2台分で、配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、九電の負担金請求や再生可能エネルギー事業の認定通知書などもそろっております。工事期間は、令和2年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、3件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、28番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から22ページの18番までの合計18件で、1番から4番までが公社からの売り渡し、5番から17番までが公社による買い取り、18番が相対による売買です。面積は18件合わせまして、田5万6,211㎡、畑2,830㎡の、合計5万9,041㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細22ページの19番から28ページの37番までの合計19件です。契約期間別では、6年未満が11件、10年以上が8件で、面積は19件合わせまして、田5万9,045㎡、畑9,107㎡の、合計6万8,152㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、麦、果樹、施設野菜、露地野菜です。

　　次に、再設定分です。明細29ページの38番から38ページの70番までの合計33件です。契約期間別では、6年未満が24件、10年以上が9件で、面積は33件合わせまして、田10万6,693㎡、畑2万265㎡の、合計12万6,958㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、飼料作物、麦、施設野菜です。

　　次に、農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細39ページの71番で、熊本宇城農業協同組合による借り上げと転貸しです。契約期間は6年未満で、面積は田5,266㎡、権利の種類

は賃借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第5号議案です。

40ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との貸借になります。明細41ページの1番から79ページの130番までの合計130件です。契約期間別では、6年未満が99件、6年以上10年未満が1件、10年以上が30件で、面積は130件合わせまして、田41万6,853.25㎡、畑4万1,198.81㎡の、合計45万8,052.06㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議の状況ご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきましては、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、施設野菜を栽培されている農家で、対象農地1筆について、願出人みずから引き続き農地として適正な管理、耕作を行って

いることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6、第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻、タマネギなどの露地野菜を栽培されている農家で、対象農地7筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、租税納税特別措置法第70条の6、第1項の相続税の納税

猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻を作付されている農家で、対象農地3筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明を決定することにいたします。
　　続きまして、4番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

願出人は、水稻、ナス等を栽培されている専業農家で、対象農地16筆については、農地として適切な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しています。先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　事務局でございます。

　　まず、本年1回目の総会でございますので、改めましてご挨拶を申し上げます。

旧年中は、農業委員の皆様方、また最適化推進委員の皆様方には、まことに農地の適正な事務の執行、あるいは集約化・集積等に関しまして多大なるご貢献をいただきましたことに関して、改めましてこの場で御礼を申し上げたいと思っております。令和2年も引き続きご協力いただきますようお願いいたしまして、大変簡単でございますが、新年のご挨拶とさせていただきます。

それでは、着座にて第7号議案を説明させていただきます。

お手元に第7号議案としてホチキスどめの2枚のペーパー紙があると思いますが、その2枚目のほうをちょっとめくっていただいでよろしいでしょうか。A4横で、新旧対照表ということで書いてあるかと思えます。左側が改正案、右側が現行ということでございますが、この第8条のところですけども、下のほうに表がございまして、その一番下、農地台帳記載事項証明書の発行の事務というところがございまして。

こちらは、地方自治法の規定により、農業委員会が市長事務部局に補助執行をお願いしている部分でございますが、こちらのほうの名称が今現在、現行のところですけども、「農水局農政部東農業振興課」というところをお願いをしておりました。こちらが、皆様方もご存じのとおり、今回の農水局の組織再編に伴いまして名称が変わりまして、ちょっと長いですけども、「農水局北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室」というふうに名称が変わっております。これに伴いまして、農業委員会の事務局規程を改正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、承認することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　事務局でございます。

　　もう1枚の資料の第8号議案という1枚物の紙をお願いいたします。農業委員会の法令遵守の申し合わせについてということで、こちらにつきましては、昨年から何回か周知をさせていただいたところでご

ざいますが、他県におきまして、大変残念なことですけれども、農業委員会の委員の方々とかそういう方が法令に違反するようなことが、これは新聞等でも報道されたところでございます。

それに伴いまして、全国農業会議所のほうから、昨年12月に、こういう法令遵守等について、それぞれの地方市町村の農業委員会において決議をして、全員で規律を遵守して業務をやっていこうということを改めて確認しようということのお願いが全国農業会議所のほうから来ております。

それに基づきまして、この議案のほうにありますとおり、下記2点、1つ目が、法令にのっとり適正に農地制度を運用するというのと、議事録の公表の適正化、それから議事の公正さ、こちらをあわせてやりますというのが1点目。それから、2点目としては、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修、これについても行いますという2点について、熊本市の農業委員会としましても決議をしたいということで、議案で提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、承認することに決定いたします。
　　続きまして、次第5の報告事項でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案別冊のカラーページ、報告事項の一覧をごらんください。1番から11番までの合計156件となっております。件数のみ報告します。
　　以上です。

議長 　　次に、次第6のその他でございます。
　　何もございません。
　　以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
　　なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規

定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 1 5 分